

## 資料－ 7 県産材産地及び合法木材証明制

第1 公共・公営事業等における県産材の積極的な利用と違法伐採の防止を図るとともに、建設工事等の設計図書類に県産材や合法木材の使用が明記されている場合の使用木材の合法性及び産地（県産材であること）を明らかにするため、県産材産地及び合法木材証明制（以下「証明制」という。）を設ける。

第2 「証明制」は、県産材産地及び合法木材証明書（以下「証明書」という。（別記様式））の発行及び確認をもって運用する。

第3 証明書の流れについては、次のとおりとする。

- 1) 石川県森林組合連合会（以下「県森連」という。）又は石川県木材産業振興協会（以下「木振協」という。）は、県内の事業者に対して、林野庁が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく審査、指導を行い合法木材供給事業者として認定番号を交付する。
- 2) 工事請負者は（資材の発注者）は、資材の納品の際に、合法木材供給事業者の認定を受けた納品者が発行する証明書と合法木材団体認定番号及び産地名（石川県産）が明記された納品書を受領するものとする。

第4 県森連及び木振協は、認定を受けた合法木材供給事業者を対象に原木の管理や、伝票類の定期的な点検を実施し、当該証明制の適正な運用に努めるものとする。

第5 石川県は、必要に応じて県森連及び木振協とともに、県産材の取扱が適正であるか否かについて調査を行なうものとする。

第6 この証明制は、平成20年4月1日から適用する。

平成28年12月1日一部改正